

J C F 平成 29 年度 (2017) 登録証 (ライセンス) について

主な変更点

有効期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで。次年度以降は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの有効期間に移行します。
有効範囲	有効な国内ライセンスを保有していれば、日本国内で開催される国際大会に参加する事ができます。
カテゴリー	カテゴリーが標記されます。
登録料	平成 28 年度登録証の有効期間が 3 月末まで有る為、平成 29 年度の登録料は暫定的に概ね 3/4 年分となっています。但し各加盟団体により登録料は異なります。
登録料支払	インターネットによる申請ではクレジットカード、コンビニ決済がご利用頂けます。
登録方法	従来の申請用紙による加盟団体を通じての方法に加えて、P C やスマートフォン等でインターネットを利用した個人登録が加わります、申請者は 2 つの申請方法を選択できますが、手にするライセンスカードは同一の物です。
登録証形態	紙製だった登録証は樹脂製のカードに変わります。
登録証発行	登録証は申請方法に関わらず、カード発行委託先より申請者個人へ書留で郵送します。
登録の承認	インターネットを利用した申請は各加盟団体の承認の後に発行処理に移行します。 (今回の継続申請は除く)

継 続

申請期間	平成 29 年 2 月 1 日正午 12 : 00 から平成 29 年 3 月 30 日午後 3 : 00 まで
対象種別	選手、審判員、チームアテンダント ※ 詳細は【継続申請フロー】をご確認下さい。

新規登録

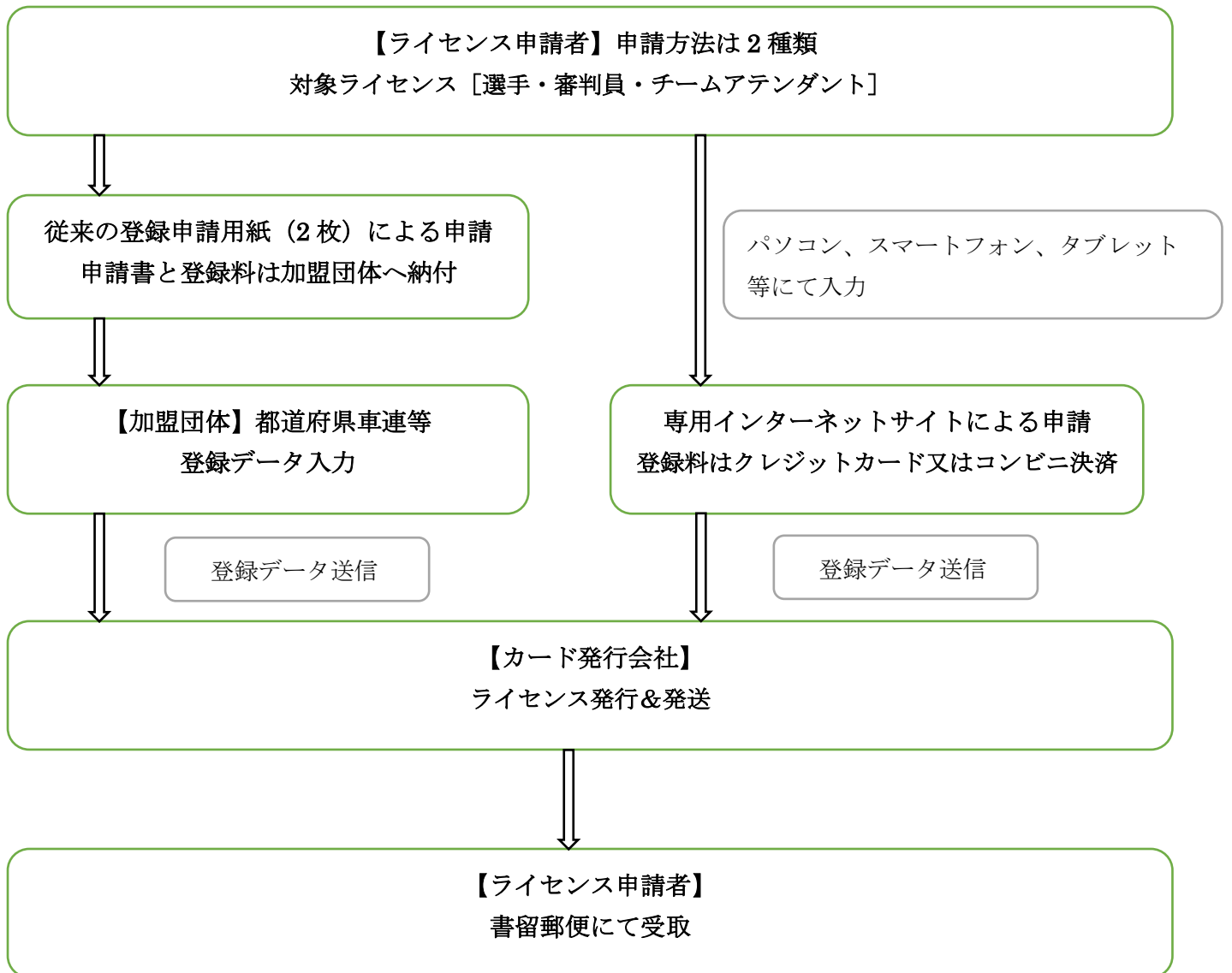
(再登録)

平成 29 年 4 月 1 日より開始
(詳細については追って告知しますが、継続更新とほぼ同様です)

その他

登録地変更	登録地 (加盟団体) を変更する場合は、現加盟団体で登録抹消をしてもらい、その後に新たな加盟団体に再登録申請をします。登録番号下 7 桁は変わりませんので申請書にご記載下さい。
再発行	再発行は現在のところ各加盟団体から行います。手数料は 3,000 円~となります。
写真	顔写真については必須ではありませんが、希望する場合は規定に沿って申請をして下さい。具体的な方法についてはインターネットサイト内でご確認下さい。
保険	選手登録に付帯する保険は従来通り継続します。 JCF 競技者登録に付帯する「賠償責任保険」について http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/downloads/2016/04/img-408101209.pdf
未成年者同意書	まだ提出をしていない未成年選手は同意書を提出してください。 http://jcf.or.jp/?p=42324

平成 29 年度 J C F 登録ライセンス（登録証）継続申請フロー



- ▶ 平成 29 年度 (2017 年) ライセンス (登録証) の継続更新方法が 2 種類になります。
- ▶ 従来の加盟団体を通じての継続更新は平成 29 年 2 月 1 日より 3 月 30 日まで所定の申請用紙にて受け付けます。登録料は各加盟団体で設定された金額を加盟団体へ納付してください。詳しくは各加盟団体へお問合せ下さい。申請用紙はコチラ http://jcf.or.jp/?page_id=252
- ▶ 加盟団体に申請した場合でもライセンス (登録証) はカード発行会社より申請者へ直送されます。
- ▶ 専用サイト (<https://jcf.tstar.jp/>) による継続更新は 2 月 1 日正午 12:00 より 3 月 30 日 15:00 まで受け付けます。クレジットカード又はコンビニ (期限内に支払いをお済ませ下さい) 決済をご利用できます。
- ▶ 4 月初旬からライセンスを使用する場合は予め早めの申請をお勧めします。概ね 3 月 10 日までに申請を完了すると 3 月中にお手元に届く予定です。
- ▶ インターネットによる継続更新は現在登録している加盟団体にのみ申請が可能です。
- ▶ インターネットによる継続更新はライセンス種別毎&1 名毎の登録処理となります。
- ▶ ライセンスは紙製から樹脂製に変更となります。
- ▶ ライセンス再発行費用は 3,000 円～ (加盟団体によって異なる) です。審判員講習会を受講される方はご注意ください。(現状、再発行できるのは加盟団体経由のみです)